

兵高教組

賃金交渉速報4号

調査情報13号

2013年6月6日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

大きく前進した回答を引き出し 高教組妥結を決定!

6日の1回目の交渉では、教育次長から以下の再提案がありました。月例給について削減率は国に準じる、期末勤勉手当については現行通り、削減しない。給与に連動する手当についても、反映させない。時間講師、介助員、日々雇用者については減額しない。交渉団の再検討せよとの要求を受けて再開した交渉での最終回答では、地域手当を平成25年7月から平成26年度末まで2%を加える。退職手当の減額でも実施時期を1月1日を4月1日に是正するという回答を引き出しました。持ち帰り検討した結果、大きく前進した回答と判断し、受け入れることを決定しました。

妥結の内容

月例給 H25.7月～H26.3月の9ヶ月間
現行の行革減額率を、国公の率に準じて、
同率とする。

役職加算20%・15%の者	...	9.7%
役職加算10%・5%の者	...	7.7%
役職加算なしの者	...	4.7%

期末勤勉手当

12月期のみ、国の要請は一律9.77%削減
であるが、現行通りとする。

給与に連動する手当

手当には反映させない

削減の対象者

- ・ 正規職員と同じ給料表を適応する者は、減額する。
- ・ 常勤講師や再任用者は減額する。
- ・ 時間講師、介助員、従組の日々雇用者は減額しない。

地域手当を一律2%加える

H25.7月～H26年度まで（H27年の3月）
計21ヶ月

退職手当の削減について

- ・ H26.1.1 H26.4.1
- ・ H27.1.1 H27.4.1

詳細は、高教組本部まで問い合わせ下さい。

今回の国の要請による賃金削減については、問題がある事については、県教委も認めています。このようなルール破りの賃下げは、今後許してはなりません。県行革カットをやめさせることを含めて今後人事委員会交渉や賃金確定交渉に臨んでいきたいと思っております。このたかひの成果は、たくさんの教職員の切実な要求や願いがあったからです。これからも教職員の生活と権利を守るためにも、高教組にご協力をお願いします。

新たな賃金削減を行わない事を求める署名

5307筆提出!

署名ありがとうございました
大きな力になりました
組合に加入して
これからも闘いましょう!